

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター第2期中期計画（案）

【目次】

前 文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 地域完結型医療の推進
- 2 提供する医療サービスの充実
- 3 医療人育成体制の充実
- 4 医学研究の推進
- 5 医療の質の向上
- 6 情報提供の充実

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 法人管理運営体制の確立
- 2 経営管理人材の育成

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 経営基盤の確立
- 2 適正な収益と費用

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 地域医療構想の実現に向けた取組
- 2 働き方改革の推進
- 3 災害時における事業継続性の強化

第6 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- 2 想定される短期借入金の発生理由

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第10 剰余金の使途

第11 料金に関する事項

- 1 料金
- 2 料金の減免又は徴収の猶予

第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める事項

- 1 人事に関する計画
- 2 施設及び設備に関する計画
- 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、佐世保県北地域の医療を支えていく病院としての認識を持ち、佐世保市長から指示された業務運営に関する中期目標を計画的に達成するため、地方独立行政法人の特徴である公共性、透明性及び自主性を最大限に発揮し、佐世保県北地域の住民へのより良い医療の提供と効果的・効率的な病院運営に努める。

第1 中期計画の期間

平成 31（2019）年 4 月 1 日から平成 34（2022）年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 地域完結型医療の推進

当院は、地域の基幹病院として、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携を図り、各医療機関からの紹介による患者の受入れや急性期を脱した患者の逆紹介を推進し、機能分担を図るなど、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに地域完結型医療の推進に努める。

また、地域の医療従事者への教育研修体制の充実を図り、地域を担う医療従事者の育成に努め、地域の医療の質の向上に努める。

| 紹介率等連携推進関係 | 平成 29（2017）年度 実績値 | 平成 33（2021）年度 目標値 |
|----------------------------|----------------------|----------------------|
| 紹介率（%） 【地域医療支援病院要件 65%以上】 | 91.6 | 90.0 以上 |
| 逆紹介率（%） 【地域医療支援病院要件 40%以上】 | 87.7 | 85.0 以上 |
| あじさいネットカルテ閲覧件数（件） | 3,040 | 3,400 |

| 地域医療従事者対象の研修会 | 平成 29（2017）年度 実績値 | 平成 33（2021）年度 目標値 |
|--|----------------------|----------------------|
| 研修会総数（（回数）人数） 【地域医療支援病院要件年 12 回以上の開催】 | (30) 1,468 | (33) 1,650 |
| 地域医療研修会 | (12) 626 | (8) 500 |
| 救命救急・脳卒中勉強会 | (12) 516 | (18) 870 |
| がん関係研修会 | (6) 326 | (7) 280 |

2 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療

佐世保県北地域の三次救急医療機関としての役割を担うために、救命救急に携わる医師・看護師等の医療スタッフを確保するとともに、初期・二次救急医療機関、救急隊及び行政等との連携強化及び役割分担の推進に努める。

重症患者を受け入れる救急病床についても常時安定し病床確保が整うようベッド調整を行う。

医師、看護師をはじめとする医療スタッフへの臨床教育と同時に、佐世保県北地域の医療従事者への研修等の充実に努める。

| 救命救急患者搬送件数 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|--|------------------------|------------------------|
| 救急車・ヘリ搬送【受入】件数 (件) 【救命救急センター要件 救急搬送受入数年1000回以上】 | 3,348 | 3,500 |
| 救急車・ヘリ搬送【入院】件数 (件) | 2,209 | 2,300 |
| 救急車・ヘリ搬送以外の救急患者【受入】件数 (件) | 4,809 | 4,500 |
| 救急車・ヘリ搬送以外の救急患者【入院】件数 (件) | 1,216 | 1,200 |

(2) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、専門スタッフの配置、高度な医療機器の整備に努め、手術、放射線治療、薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供する。また、緩和ケア及び在宅支援等のがん医療の幅広い領域への対応に努める。

「がん相談支援センター」を中心として、がんに関する病気の情報提供や相談にも積極的に取り組む。

| がん関係件数※ ¹ | 平成 29 (2017) 年 実績値 | 平成 33 (2021) 年 目標値 |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| がん入院患者数 (実人員) (人) | 3,272 | 3,100 |
| 悪性腫瘍手術件数 (件) | 1,371 | 1,300 |
| 放射線治療法件数 (件) | 8,109 | 8,500 |
| 外来化学療法件数 (件) | 4,079 | 4,000 |
| がん相談件数※ ² (件) | 1,621 | 1,400 |

※¹がんに関する数値は、年単位で記載。

※²がん相談件数については、実績値と目標値で算出方法が異なる。

(3) 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の産婦人科医と連携し、ハイリスク出産等に対する安全な分娩管理や母体・新生児の救急搬送に対応する。

小児医療については、地域の小児科医との連携を強化し、役割分担のもと救急医療や高度専門医療を必要とする疾患を中心に幅広く対応する。

大学との連携を維持強化し、医師の確保に努め、地域の住民が安心して子供を産んで育てることができる環境づくりに努める。

| 小児・周産期医療関係 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 正常分娩件数 (件) | 16 | 20 |
| 異常分娩件数 (件) | 296 | 300 |
| NICU 病床稼働率 (%) | 92.4 | 95.0 |
| 小児病棟 (GCU 含む) 病床稼働率 (%) | 55.8 | 55.0 |

(4) 高度専門医療

高度専門医療を総合的に担うための人材を確保するとともに施設・設備の充実を図り、高度な診断・治療の提供に努める。

| 手術・検査・処置件数等 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 手術件数 (件) (うち胸腔・腹腔鏡件数) | 4,831 (887) | 5,300 (950) |
| 全身麻酔件数 (件) | 2,451 | 2,600 |
| MRI 撮影件数 (件) | 5,823 | 6,300 |
| CT 撮影件数 (件) | 24,661 | 25,000 |
| 消化器内視鏡検査・処置件数 (件) | 5,352 | 5,400 |
| 気管支鏡検査・処置件数 (件) | 327 | 400 |
| 血管造影・血管内治療件数 (件) | 1,979 | 2,200 |
| 人工透析件数 (件) | 4,380 | 4,300 |

(5) 政策医療

地域に不可欠な医療で市の医療施策である三次救急医療、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療、災害医療等について、今後も関係機関と協力しながら地域の安全・安心のため公立病院としての役割を担う。

| 離島・結核病棟患者数 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 宇久【入院】延患者数 (人) | 3,872 | 3,200 |
| 宇久【外来】延患者数 (人) | 20,098 | 19,000 |
| 黒島【外来】延患者数 (人) | 1,822 | 1,600 |
| 高島【外来】延患者数 (人) | 314 | 300 |
| 結核病棟【入院】延患者数 (人) | 1,020 | 1,500 |

3 医療人育成体制の充実

(1) 医師の研修制度の充実

① 学生教育の充実

次世代を担う医師の育成のため大学医学部学生の実習受入を積極的に行う。

| 医 師 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 医学生実習受入数 (人) | 31 | 33 |

② 研修医育成

教育研修プログラム等の一層の充実及び指導体制の強化を図り、臨床研修指定病院として、研修医の技術・知識の向上に寄与する。

| 医 師 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 基幹型臨床研修受入数 (人) | 15 | 28 |
| 協力型臨床研修受入数 (人) | 12 | 8 |

③ 専門医育成

学会又は日本専門医機構が認定する専門医の研修施設として、専門医の育成に努めるなど地域における医療の中核となる人材の育成を図る。

| 医 師 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|-------------------|------------------------|------------------------|
| 専門研修プログラム数 (基幹施設) | — | 3 |
| 専門研修プログラム数 (連携施設) | — | 15 |

④医師を対象とした研修会の開催

地域の医療水準向上のため、院内及び地域の医師を対象とした研修会を開催する。

| 医 師 | | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|--------------|-----|------------------------|------------------------|
| 各種研修会参加者 (人) | 地 域 | 72 | 60 |
| | 院 内 | 121 | 150 |

(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実

①医療従事者の育成

医療の高度化・専門化に適切に対応できる医療従事者の育成のため、研修プログラムの充実を図るとともに資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を図る。また、地域の医療従事者等への教育研修を積極的に行い、地域の医療水準の向上に努める。看護師の育成においては、生涯教育をバックアップするために、長崎県看護キャリア支援センターと連携しながら教育研修に努める。

| 専門資格取得者 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|----------------------------|------------------------|------------------------|
| 【看護師】 認定看護管理者 (人) | 1 | 1 |
| 【看護師】 特定行為研修を修了した看護師 (人) | 1 | 4 |
| 【看護師】 専門・認定看護師 (人) | 14 | 13 |
| 【薬剤師】 専門・認定薬剤師 (人) | 8 | 14 |
| 【その他の医療技術者】 専門・認定医療技術者 (人) | 62 | 84 |

| 研修受入・派遣 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 長崎県看護キャリア支援センター講師派遣者 (人) | 7 | 6 |

②学生実習の充実

次世代を担う医療従事者の育成のための実習病院として看護部・薬剤部・医療技術部や事務部において実習生の受入に努めると同時に、教育機関において行われる看護教育に対し、必要となる支援の実施を行う。

| 受入人数 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 看護学生 (人) | 261 | 350 |
| 薬学生 (人) | 4 | 4 |
| 医療技術系学生 (人) | 36 | 40 |
| 医療事務系学生 (人) | 5 | 5 |

| 市立看護専門学校講師派遣人数 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 医師 (人) | 39 | 35 |
| 看護師 (人) | 15 | 15 |
| 薬剤師 (人) | 1 | 1 |
| その他の医療技術者 (人) | 7 | 5 |

③ 中学・高校生向けの体験・見学の充実

医療人・社会人育成に貢献するため、中学・高校生向けの病院体験学習等の受入に努める。

| 受入人数 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|---------|------------------------|------------------------|
| 高校生 (人) | 39 | 40 |
| 中学生 (人) | 17 | 20 |

4 医学研究の推進

医学の進歩へ貢献するため、治験や臨床研究活動に取り組む。また、その研究結果をホームページ等で情報発信する。

| 医学研究関係 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 治験新規契約件数 (件) | 4 | 4 |
| 治験継続契約件数 (件) | 6 | 10 |
| 臨床研究審査件数 (件) | 52 | 50 |

5 医療の質の向上

(1) 施設、設備の充実

高度な水準の医療を提供できる環境を整備するため、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に実施する。

【施設整備計画】

| |
|----------|
| 施設維持改修事業 |
|----------|

【設備整備計画】

| |
|---|
| (高額医療機器) デジタルX線画像診断システム 乳房用X線診断装置 コンピュータ断層撮影装置 放射線科情報システム 血管造影装置 |
|---|

(2) 医療従事者の確保

地域医療構想に基づく佐世保県北医療圏の今後の病床機能分化等を念頭におきながら、院内医療従事者への負担が大きくなるように、適正な人員確保に努める。

| 人員数（常勤換算） | 平成 29（2017）年度 実績値 | 平成 33（2021）年度 目標値 |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 医師（人） | 146 | 157 |
| 看護師（人） | 568 | 626 |
| 薬剤師（人） | 20 | 27 |
| 医療技術職（人） | 111 | 123 |
| 事務職等（人） | 246 | 274 |

※非常勤職員含む。

(3) 患者サービスの向上

①患者中心の医療の提供

地域の患者から信頼される病院運営に努め、患者とその家族の立場に立った医療を提供する。

②快適性の向上

定期的に患者やその家族のニーズを把握し、よりきめ細かなサービスの提供に向けて適正な病院運営の見直しや院内の療養環境の改善に努める。

③患者からの相談に対する対応の充実

患者が安心して医療を受けることができるよう、疾病や治療に関する不安や医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な相談に積極的に対応する。

④職員の接遇改善

常に患者やその家族の立場を考え、誠意をもった応対ができるよう、全職員の接遇の一層の向上を図る。

⑤ボランティア制度の活用

病院ボランティアを積極的に募集し、細かな気配り・思いやりを患者へ伝えて頂き、患者が安らぎを得られる環境づくりに努める。

| 患者サービス関係 | | 平成 29（2017）年度 実績値 | 平成 33（2021）年度 目標値 |
|-------------------|-------------|----------------------|----------------------|
| 患者 満足度 | 5段階評価（平均値） | 4.3/5.0 | 4.5/5.0 |
| | 満足した人の割合（%） | 88.8 | 90.0 |
| | 不満な人の割合（%） | 2.5 | 2.0以下 |
| 患者相談件数（がん相談除く）（件） | | 5,454 | 5,500 |
| 職員 接遇研修 | 参加率（%） | 34.2 | 40.0 |
| | 満足した人の割合（%） | 88.8 | 90.0 |

(4) 安全性の高い信頼される医療

①医療安全対策の充実

住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全にかかる体制を強化し、医療事故及び医療事故につながる潜在的事故に関する情報の収集および分析に努める。また、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知するための研修会等を充実し、院内の医療安全対策を徹底する。

②院内感染対策の充実

院内感染に対しては、感染対策部門により、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立に努め、感染源や感染経路等に応じた適切な院内感染予防対策を実施するなど患者、家族、職員の安全確保に努める。また、院内感染対策について、全職員に周知するための研修会等を充実させる。

| 医療安全・感染対策 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 医療安全研修会受講率 (%) | 94.0 | 100 |
| 院内感染対策研修会受講率 (%) | 94.0 | 100 |

③患者中心の医療の実践

病状と診療内容について十分な説明を行い患者の理解及び合意に基づく治療法を選択する等、患者中心の医療を実践する。

6 情報提供の充実

(1) 分かりやすい保健・医療の情報発信

住民に対して、病院の情報と病気に関する情報をホームページ、広報紙、市民向け講演会等を利用し「より正確に・より分かりやすく・より利用しやすく」提供することに努める。

| 市民向け研修会等 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 市民向け講演会 (回数) 人数) | (11) 1,171 | (11) 1,100 |

(2) 病院情報の公開

患者数、在院日数、疾病分類等に関する臨床指標を用い、提供した医療を評価・分析し医療の質の向上を図るとともに、情報を分かりやすく提供し、地域の住民に親しまれる病院を目指す。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人管理運営体制の確立

(1) 適正な法人管理体制の構築

理事長のリーダーシップの下で、事業目標達成に全職員が取り組む。

法人としてのコンプライアンスを職員へ徹底するなど、内部統制の推進に努める。

(2) 効率的な病院運営

各部門の専門性を発揮し、医療環境の変化に的確にかつ迅速に対応できるよう人員の確保・配置を行い、適正な運営体制を構築する。

地方独立行政法人の特性である柔軟性のある予算執行や複数年契約などの効率的な病院運営を行う。

2 経営管理人材の育成

医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化等、経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう経営管理機能を強化し、戦略的な病院運営を行うため、階層や職務に応じた効果的な院内研修の実施や外部の専門研修等への職員の積極的な参加を奨励するなど、教育・研修体制を充実する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立

公立病院として果たすべき医療機能を継続して提供するためには、経常黒字が達成できる経営基盤の確立が不可欠であるため、各部門において目標管理を徹底し、効率的・効果的な病院運営体制の構築に努める。中期計画、年度計画に掲げる組織目標の着実な達成のため経営分析による戦略的な病院運営の実施、職員の病院運営に対する意識改革のため職員へ定期的に病院経営の情報を発信する。

| 収支比率 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|------------|------------------------|------------------------|
| 経常収支比率 (%) | 100.4 | 100.2 |
| 医業収支比率 (%) | 94.6 | 101.1 |

2 適正な収益と費用

(1) 適正な収益

診療報酬改定や医療関連法令の改正、高度化、多様化する医療ニーズなど、医療環境の変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行い、診療報酬の確保に努める。柔軟な病床運用や地域の医療機関等との役割分担により、病床利用率の向上など収益の向上を図る。

| 患者数等 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| (入院) 年間延患者数 (人) | 178,139 | 178,900 |
| (入院) 新規年間患者数 (人) | 12,958 | 14,160 |
| (入院) 一日平均患者数 (人) | 488 | 490 |
| (外来) 年間延患者数 (人) | 205,663 | 202,200 |
| (外来) 一日平均患者数 (人) | 843 | 835 |
| (入院) 診療単価 (円) | 63,061 | 68,300 |
| (外来) 診療単価 (円) | 20,119 | 22,100 |
| 病床稼働率 (%) | 79.9 | 80.2 |
| 平均在院日数 (日) ※診療所を除く | 12.6 | 12.5 |

(2) 適正な費用

①適正な人件費比率の確保

収益向上に繋がる人員配置など、運営上必要な人員の確保を行いつつ、人件費比率の適正化に取り組む。

| 人件費比率 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 人件費比率 (%) | 52.4 | 51.8 |

人件費比率＝給与費÷医業収益×100

②物件費の節減

医薬品、医療材料等の調達にかかる価格交渉の徹底や多様な契約手法、委託業務の見直しや後発医薬品の使用の拡大などを行い、支出の節減に取り組む。

| 物件費比率 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 薬品費比率 (%) | 17.6 | 16.3 |
| 診療材料費比率 (%) | 14.3 | 13.8 |

薬品費比率＝薬品費÷医業収益×100 診療材料費比率＝診療材料費÷医業収益×100

| 後発医薬品使用率 | 平成 29 (2017) 年度 実績値 | 平成 33 (2021) 年度 目標値 |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 後発医薬品使用率 (%) | 88.78 | 90.0 |

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組

佐世保県北医療圏において、医療需要に応じた病床の機能分化と地域完結型医療を実現するために、高度急性期及び急性期医療の充実に努め、必要な役割を果たす。

厚生労働省の求める病床機能を分類するための定量的基準の策定に関わり、あわせて病床稼働率等地域の実情について他の医療機関と共通認識を持ち、必要に応じて病床再編に取り組む。

2 働き方改革の推進

医療従事者にとって、働きやすい環境を整備するため、長時間労働の改善やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した制度などを構築し、人材の確保と定着に取り組む。

また、医師については、業務負担軽減のため、他職種へのタスク・シフティングを推進するなど、3年以内を目途に働き方改革関連法を遵守する体制を構築する。

3 災害時における事業継続性の強化

災害発生後、早期に診療機能を回復できるよう災害医療BCP（業務継続計画）の確認・見直しを行う。また、災害医療BCPに基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施し、医療救護活動の対応能力と職員の危機管理意識の向上を図る。

第6 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成31（2019）年度～平成33（2021）年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|--------|
| 収入 | |
| 営業収益 | 52,988 |
| 医業収益 | 50,286 |
| 運営費負担金等収益 | 2,232 |
| 補助金等収益 | 129 |
| その他の収益 | 341 |
| 営業外収益 | 268 |
| 運営費負担金等収益 | 43 |
| その他の収益 | 225 |
| 臨時利益 | 0 |
| 資本収入 | 1,417 |
| 長期借入金 | 1,409 |
| 補助金等収入 | 8 |
| 計 | 54,673 |
| 支出 | |
| 営業費用 | 50,096 |
| 医業費用 | 49,018 |
| 給与費 | 25,069 |
| 材料費 | 17,175 |
| 経 費 | 6,402 |
| その他の費用 | 372 |
| 一般管理費 | 1,078 |
| 給与費 | 872 |
| 経 費 | 196 |
| その他の費用 | 10 |
| 営業外費用 | 119 |
| 支払利息 | 118 |
| その他の費用 | 1 |
| 臨時損失 | 3 |
| 資本支出 | 3,588 |
| 建設改良費 | 1,742 |
| 償還金 | 1,846 |
| 計 | 53,806 |

（注）期間中の物価の変動等は考慮していません。

【人件費の見積】 期間中総額 25,956 百万円を支出します。

なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、職員の給料、諸手当、法定福利費、退職手当の額および熊本市民病院研修派遣職員人件費負担金（参考 15 百万円）に相当するものです。

【運営費負担金の算定のルール等】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方によります。また、建設改良費および長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とします。

2 収支計画（平成 31（2019）年度～平成 33（2021）年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|--------|
| 収益の部 | |
| 営業収益 | 53,530 |
| 医業収益 | 50,229 |
| 運営費負担金等収益 | 2,232 |
| 補助金等収益 | 129 |
| 資産見返補助金等戻入 | 167 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 462 |
| その他の収益 | 311 |
| 営業外収益 | 253 |
| 運営費負担金等収益 | 43 |
| その他の収益 | 210 |
| 臨時利益 | 2 |
| 計 | 53,785 |
| 費用の部 | |
| 営業費用 | 51,159 |
| 医業費用 | 49,951 |
| 給与費 | 25,053 |
| 材料費 | 15,662 |
| 経 費 | 5,876 |
| 減価償却費 | 3,005 |
| その他の費用 | 355 |
| 一般管理費 | 1,208 |
| 給与費 | 871 |
| 経 費 | 180 |
| 減価償却費 | 148 |
| その他の費用 | 9 |
| 営業外費用 | 2,336 |
| 支払利息 | 118 |
| 雑損失 | 2,218 |
| 臨時損失 | 3 |
| 計 | 53,498 |
| 純利益 | 287 |

3 資金計画（平成 31（2019）年度～平成 33（2021）年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|------------------------|--------|
| 資金収入 | 54,673 |
| 業務活動による収入 | 53,256 |
| 診療業務による収入 | 50,286 |
| 運営費負担金等による収入 | 2,275 |
| 補助金等による収入 | 129 |
| その他の収入 | 566 |
| 投資活動による収入 | 8 |
| 補助金等による収入 | 8 |
| 財務活動による収入 | 1,409 |
| 長期借入金による収入 | 1,409 |
| 前期中期目標の期間からの繰越金 | 4,408 |
| 資金支出 | 54,014 |
| 業務活動による支出 | 50,426 |
| 給与費支出 | 26,150 |
| 材料費支出 | 17,175 |
| その他の支出 | 7,101 |
| 投資活動による支出 | 1,742 |
| 有形固定資産取得による支出 | 1,742 |
| 財務活動による支出 | 1,846 |
| 長期借入金の償還による支出 | 1,172 |
| 移行前地方債償還債務の償還による支出 | 674 |
| 次期中期目標の期間への繰越金 | 5,067 |

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 5億円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 施設・設備の整備費用や医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特に費用を要するものは、実費相当額若しくは理事長が別に定める額又はその契約に定めるところによる。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して定めるものとする。

2 料金の減免又は徴収の猶予

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより診療料等の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める事項

1 人事に関する計画

医療需要の動向や経営状況の変化に対応するため、必要に応じて組織及び職員配置の弾力的な見直しを行うなど効果的かつ効率的な組織運営体制を維持する。

2 施設及び設備に関する計画

（単位：億円）

| 施設及び設備の内容 | 予定額 | 財源 |
|-----------|------|----------------|
| 医療機器等整備事業 | 12.3 | 佐世保市長期借入金、自己資金 |
| 施設維持改修事業 | 5.2 | 佐世保市長期借入金、自己資金 |

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の佐世保市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備・改修、医療機器等の購入等の財源に充てる。